

## 不妊治療支援検討会

日時：令和5年6月20日（火）

15:45～17:30

場所：兵庫県2号館5階庁議室

- 1 開会挨拶 兵庫県知事 齋藤元彦
- 2 委員の紹介
- 3 検討会の設置について
- 4 議 事
  - (1) 不妊治療支援における現状と課題について
    - ①県の取り組み
    - ②各機関における現状と課題の共有
  - (2) 不妊治療支援実態調査について
    - ①実態調査案の説明
    - ②調査内容について検討
- 5 第2回検討会について
- 6 閉会

## 不妊治療支援検討会設置要綱

## (目的)

第1条 生殖補助医療は、令和4年度から保険適用になり、先進医療との併用が認められた。県では令和3年度から、独自で不妊治療ペア検査事業を開始するとともに、シンポジウムを開催し男性不妊治療への理解促進、不妊治療を進めやすい職場環境づくりの推進を図っている。

しかしながら、不妊治療への理解不足、産科医療機関の待合室等の環境、治療費の負担等、不妊治療を推進する上で様々な課題が推測される。

そこで、不妊治療における課題を明確にし、子どもを持ちたいと望む方が安心して適切な時期に不妊治療を受けることが出来る体制整備対策等を協議するための検討会を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 不妊治療に係る現状と課題
- (2) 課題解決に向けた対応

## (組織)

第3条 検討会は、別表に定める委員で組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

## (検討会)

第4条 検討会は事務局が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない事情により検討会が開催できないと会長が認める場合、会長は個別に意見を聴取し、検討会の開催とすることができる。

## (謝金)

第5条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会に係る職務に従事したときは、次のとおり謝金を支給する。

- (1) 会長 15,500円(日額)
- (2) 委員 12,500円(日額)

(旅費)

第6条 委員、又は会長が必要と認めた委員以外の者が、検討会及び検討会に係る職務を行うために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、保健医療部健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

	所 属	役 職	氏 名	備 考
<b>【委 員】</b>				
医 療	兵庫医科大学	主任教授 (産婦人科医)	柴原 浩章	
	神戸大学医学部附属病院	講師 (腎泌尿器科医)	千葉 公嗣	
	兵庫県産科婦人科学会	会 長	山崎 峰夫	
	兵庫県泌尿器科医会	会 長	岡 伸俊	
	英ウィメンズクリニック	理事長	塩谷 雅英	
	中村産婦人科 木内女性クリニック	勤務医	加藤 容子	
関 係 団 体	兵庫県医師会	常任理事	大門 美智子	
	兵庫県看護協会	(助産師)	松本 豊美	兵庫県不妊 専門相談 相談員
行 政	兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課	課 長	鳥海 晃司	
	神戸市こども家庭局	部長 (医務担当)	三品 浩基	
	丹波市	市 長	林 時彦	市長会推薦
	兵庫県保健医療部	部 長	山下 輝夫	
<b>【陪 席】</b>				
行 政	神戸市こども家庭局家庭支援課	課 長	小澤 恵	陪 席
<b>【庁内関係課等】</b>				
	兵庫県保健医療部	次 長	岡田 英樹	
	兵庫県保健医療部医務課	課 長	波多野 武志	
	兵庫県病院局企画課	課 長	菅澤 真央	
<b>【事務局】</b>				
行 政	兵庫県保健医療部健康増進課	課 長	稲岡 由美子	
	兵庫県保健医療部健康増進課	副課長	山下 久美	
	兵庫県保健医療部健康増進課	職 員	溝渕 香織	

不妊治療支援検討会スケジュール

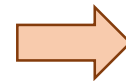
- 6月20日 ○ 第1回検討会  
現状と課題の共有、実態調査内容の検討
  
- 7月 ○ 実態調査
  
- 8月 ○ 第2回検討会  
調査結果・課題の共有、対応方策の検討
  
- 8月～9月上旬 報告書案作成
  
- 9月下旬 ○ 第3回検討会（Webまたは書面開催予定）  
報告書内容について意見聴取
  
- 10月上旬 ○ 知事へ報告書を手交

# R5年度 兵庫県における不妊治療支援の取り組み

資料5

## 1 不妊治療ペア検査助成事業（実施市町へ1/2補助）R3～

保険適用外の検査費7割を助成  
 〔対象〕 妻が43歳未満の夫婦で、揃って不妊検査を受けた者  
 初診の間隔3ヶ月（R5：1ヶ月から緩和）  
 所得制限なし（R5：撤廃）



【実績】		
年度	実施市町	助成件数
R3	19市町	33件
R4	24市町	23件

## 2 不育症治療支援事業（実施市町へ1/2補助）H28～

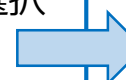
保険適用外の検査費7割、治療費5割を助成  
 〔対象〕 妻の年齢43歳未満  
 所得制限なし（R5：撤廃）



年度	実施市町	助成件数
R元	32市町	36件
R2	28市町	38件
R3	30市町	53件
R4	30市町	39件

## 3 不妊治療促進企業支援事業（事業所への補助）R4～

〔対象〕 健康づくりチャレンジ企業（兵庫県に登録）  
 〔条件〕 就業規則等に不妊治療休暇制度、不妊治療のための勤務形態の選択制等を新たに明記  
 〔交付額〕 1企業あたり10万円（1回限り）



年度	申請件数	助成件数
R4	7件	7件

## 4 不妊専門相談（不妊・不育専門相談、男性不妊専門相談）H15～

〔対応者〕 専門医（産婦人科医・泌尿器科医）、助産師（認定看護師）  
 〔実施方法〕 ○電話（2回/月）、面接相談（3回/月）  
 ○巡回相談（但馬・淡路地域）（R3～）  
 ○定例相談の一部Web相談開始（R5～）



年度	電話	面接（うち男性不妊）
R元	56件	44件（8件）
R2	62件	45件（2件）
R3	69件	43件（3件）
R4	60件	24件（1件）

## 5 デジタル広報等による普及啓発事業 R5

早期治療の有効性や男性不妊等について、県民の理解を深める  
 〔方法〕 デジタルサイネージ広告、SNS広告（YouTube, Instagram, Twitter）